

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和元年5月21日（令和元年（行情）諮問第28号）

答申日：令和2年3月6日（令和元年度（行情）答申第582号）

事件名：特定日付けの裁決書が作成された起案・決裁書類等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年1月28日付け広管総第9号により広島国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から、令和元年6月8日付け及び令和2年2月18日付けで意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

①決定通知書の中の「不開示とした部分」をすべて開示すること。

不開示の理由として、特定の個人を識別するとか、個人の権利利益を害するとか、誤解や憶測を招くとか、元々法律に基づいて審査処理しているのではないか。国税職員は国家機密か？

すべて私・請求人に関わる項目であり、上記のような理屈が理解できない。国税職員の都合のいいように秘密にしている。

理由の中に「内線番号を公にすると偽計目的に利用される恐れがある」と記載されている。

私は一度たりとも審判所に電話したことは無い。昨年11月下旬だったと思うが、高齢者である私の自宅に頻繁に十回前後不審な電話をかけてきた。局番は082だ。国税職員は都合よく情報公開を拒んでおいて、高齢

者の審査請求人に対しては電話攻撃をかけるのか。どこの誰が電話してきた。

「開示の申出書」を送って文書を取り寄せたところ、びっくりじゃ。真っ黒。私は法律・国税の知識がないからどれがどの書類か全くわからない。これが情報公開というのか。全部を同封添付しておく（添付資料については、記載を省略）。

②開示期限を延長した理由を明確にすること。

国税職員は法律の専門家だろう。

平成30年12月21日広管総第283号で開示の期限の延長を通知してきた。複写すればできるようなことを意図的に2カ月を費やす。「審査に相当な時間を要する」とは業務怠慢だろう。都合のいいようにしている。裏があるのかもしれない。

③即刻すべてを開示した文書を送付すること。

審判所は信用できない。裁判所のような名称になっているが、税務署がやったことをヨッシャヨッシャと追認するだけの下請け業者だ。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求について

本件審査請求は、特定国税不服審判所長（処分庁）が行った、平成31年1月28日付特定記号第9号による一部開示決定（原処分）の開示部分について開示を求めるものであり、以下、原処分において不開示とした部分の開示情報該当性について検討する。

(2) 本件対象文書について

本件開示請求の対象となる文書は、特定の個人に対して国税当局が行った処分等（所得税及び復興特別所得税に係る延滞税の督促処分等）に関し、当該特定個人が国税不服審判所長に対して行った審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に係る以下の文書である。

①裁決の決裁文書及び決裁に添付されていた裁決書（案）、議決書（1枚目から10枚目）（本件対象文書1）

②審査請求事件一件書類（11枚目から170枚目）（本件対象文書2）

ア 表紙、請求人別事務計画表など（11枚目から31枚目）

イ 送達・連絡・返還関係書類（32枚目から49枚目）

ウ 議決報告・裁決関係書類（50枚目から60枚目）

エ 主張関係書類（61枚目から83枚目）

オ 証拠関係書類（84枚目から93枚目）

カ 手続関係書類（94枚目から170枚目）

③当初・審理終結・最終・文書合議資料（171枚目から206枚目）（本件対象文書3）

（3）本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書1には、本件国税関係審査請求に係る審査請求人（以下「本件国税関係審査請求人」という。）の氏名等が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、当該審査請求人を識別できるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イからハに該当する情報とも認められない。

したがって、以下、法6条2項による個人情報の部分開示の検討を行うとともに、他の不開示情報該当性を検討する。

ア 審査請求人の氏名、住所、業種

当該情報は、本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

イ 原処分庁の名称、本税（延滞税）の額

公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

ウ 「裁決書（案）」（3枚目から6枚目）及び「議決書」（7枚目から10枚目）の「理由」の全て

国税不服審判所（以下「審判所」という。）支部における国税に関する法律に基づく処分についての審査請求（以下「国税関係審査請求」という。）に係る事件の審理手続は、担当審判官1名及び参加審判官2名以上により構成される合議体において合議が行われた上で、その過半数の意見により議決がされ、審判所支部の所長（首席国税審判官）が、この議決に基づき裁決を行うこととされている。この合議体による議決の際に合議体の構成員である担当審判官等が署名押印して作成されるものが議決書であり、この議決書の作成に併せて議決書と同一の内容で作成されるものが裁決書（案）である。

不開示部分には、裁決書（正本）の「理由」とは異なる内容が記載されており、公にすることにより、審判所の調査能力や審査能力などが推察されることとなり、その結果、今後同種の審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど国税関係審査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（4）本件対象文書2の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書2には、本件国税関係審査請求人の氏名等が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、当該審査請求人を識別できるものに該当すると認められる。また、同号た

だし書イからハに該当する情報とも認められない。

したがって、以下、法6条2項による個人情報の部分開示の検討を行うとともに、他の不開示情報該当性を検討する。

ア 表紙，請求人別事務計画表など（11枚目から31枚目）

（ア）審査請求人の氏名，住所，郵便番号，業種目，業種名，業種番号
当該情報は，本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し，部分開示をすることができない。

（イ）原処分庁の名称，本税（延滞税）の額

公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから，部分開示をすることができない。

（ウ）「請求人別事務計画表（合議体）」（平成30年10月26日現在（12枚目），平成30年10月1日現在（16枚目）），「審査請求事件処理事績表」（H30.10.26現在（14枚目），H30.10.1現在（18枚目））の「事件種」欄

審判所では，国税関係審査請求の対象となっている原処分の性質に応じて，事件の種類を定めて，審理を行っている。

不開示部分には，本件国税関係審査請求が審判所の定めるとの事件の種類に該当するかが記載されており，公にした場合，裁決書の開示内容と照らすことにより，審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど，審判所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（エ）「請求人別事務計画表（合議体）」（平成30年10月26日現在（12枚目），平成30年10月1日現在（16枚目））の「事件区分」の「当初」欄，「モデル処理」欄，「当初計画」欄

審判所では，適切な進行管理を目的として国税関係審査請求の内容に応じて事件の区分を定めて審理を行っている。

「事件区分」の「当初」欄の不開示部分には，本件国税関係審査請求が，審判所が設定している事件区分のどの区分に該当するかが記載されている。

また，「モデル処理」，「当初計画」欄の不開示部分には，本件国税関係審査請求の事件区分に応じた事務手続等に関する見込処理日付及びこれを参考に合議体が策定した処理計画日付が記載されている。

これらを公にした場合，裁決書の開示内容と照らすことにより，審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど，審判所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（オ）「請求人別事務計画表（合議体）」（平成30年10月26日現

在（13枚目），平成30年10月1日現在（17枚目）の「争点の確認表」の「交付しなかった場合の理由等」欄

不開示部分には，審判所が本件国税関係審査請求において争点の確認表を交付しないこととした理由が記載されており，公にした場合，審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど，審判所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（カ）「請求人別事務計画表（合議体）」（平成30年10月26日現在（13枚目），平成30年10月1日現在（17枚目））の「調査に関する事項」欄

当該欄は，調査に関する計画，実施日，調査の内容を記載する欄であり，調査の計画，実施の有無は，審判所の調査・審理に関する事務の手の内情報であり，公にした場合，審判所の調査・審理に係る手の内を明らかにすることになり，その結果，今後，同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど，審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（キ）「審査請求事件一件書類編てつ順序表（その他の事件記録等）」（21枚目から27枚目）の番号26，27，28の「管理課①」，「合議体」，「法審」，「管理課②」の欄

不開示部分には，本件国税関係審査請求について審判所が収集した具体的な証拠の内容がわかる情報が記載されており，公にした場合，審判所の調査・審理に係る手の内を明らかにすることになり，その結果，今後，同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど，審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（ク）「裁決書（写し）」（28枚目から31枚目）の「理由」の所得税及び復興特別所得税の額，延滞税の額

公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから，部分開示をすることができない。

イ 送達・連絡・返還関係書類（32枚目から49枚目）

（ア）審査請求人の氏名，住所，郵便番号

当該情報は，本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し，部分開示をすることができない。

（イ）原処分庁の名称，その長の氏名，郵便番号，所在地

公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認

められないことから、部分開示をすることができない。

(ウ) 「住民票の写し」(35枚目及び48枚目)

不開示部分は、本件国税関係審査請求人の住民票の写しであり、当該審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

(エ) 38枚目及び49枚目の文書(税務署職員録(写し))

不開示部分に記載された情報は、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

(オ) 「配達証明書整理票」(39枚目)の「お問い合わせ番号」、取扱郵便局名

不開示部分には、審判所が本件国税関係審査請求人に裁決書謄本を送付した際の「郵便物等配達証明書」に係る「お問い合わせ番号」、取扱郵便局名が記載されており、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

ウ 議決報告・裁決関係書類(50枚目から60枚目)

(ア) 審査請求人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、業種、業種番号
当該情報は、本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

(イ) 原処分庁の名称

公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

(ウ) 「事件処理経過表」(51枚目及び52枚目)の「事件処理経過」の「事項」及び「事績」欄

不開示部分には、本件国税関係審査請求について、いつ頃、どのような処理を行ったかが記載されており、公にした場合、審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、審判所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(エ) 「審理の状況・予定表」(53枚目)の「2 現時点の争点等」欄、「3 調査・審理の状況」欄、「4 今後の予定・計画」欄

不開示部分には、本件国税関係審査請求人及び原処分庁の主張を担当審判官等が整理して設定した争点、調査・審理の状況及び今後の予定が記載されており、公にした場合、審判所の調査能力や審理能力などが推察されることとなり、その結果、今後、同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あることから、法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

(オ) 「事件検討表(その1)」(54枚目)の「事件種」欄

審判所では、国税関係審査請求の対象となっている原処分の性質に応じて、事件の種類を定めて、審理を行っている。

不開示部分には、本件国税関係審査請求が審判所の定めるとの事件の種類に該当するかが記載されており、公にした場合、裁決書の開示内容と照らすことにより、審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、審判所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(カ) 「事件検討表(その1)」(54枚目)の「その他の審査請求の対象」欄の下以降全て、「事件検討表(その2)」(55枚目から58枚目)の「(争点)」欄及び添付されている資料全て、「事件検討表(その3)」(59枚目)の「(争点)」欄

不開示部分は、審判所内部における検討内容や検討に使用した資料であり、公にした場合、審判所の調査能力や審理能力などが推察されることとなり、その結果、今後、同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

エ 主張関係書類(61枚目から83枚目)

(ア) 審査請求人の氏名、印影、住所、郵便番号、個人番号

当該情報は、本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

(イ) 原処分庁の名称、その長の氏名

公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

(ウ) 「審査請求書及びその添付書類」(63枚目から69枚目)の「1 審査請求にかかる処分の内容」の2行目から11行目、「3 審査請求の趣旨及び理由」の3行目以降から69枚目までの全て

不開示部分には、本件国税関係審査請求に関連した本件国税関係審査請求人の申出の内容が記載されており、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

(エ) 「審査請求書の補正書の添付書類」(71枚目及び72枚目)の全て

71枚目の文書は、本件国税関係審査請求人の個人番号の通知カードの写しであり、当該審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

72枚目の不開示部分には、補正書の送付に関する本件国税関係審査請求人の申出の内容が記載されており、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

- (オ) 「審査請求書以外の審査請求人から提出された主張に関する書面」(73枚目から79枚目)の73枚目8行目から25行目、74枚目7行目から29行目、75枚目から79枚目の全て

不開示部分には、本件国税関係審査請求に関連した本件国税関係審査請求人の申出の内容が記載されており、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

- (カ) 「答弁書」(81枚目及び82枚目)の81枚目の文書番号の一部、81枚目及び82枚目の原処分庁の印の印影、「答弁書以外の原処分庁から提出された主張に関する書面」(83枚目)の文書番号の一部、原処分庁の印の印影

公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

- (キ) 「答弁書」(81枚目及び82枚目)の81枚目の「2 請求の趣旨に対する答弁」の不開示部分、82枚目の「別紙 審査請求の理由に対する答弁(原処分庁の主張)」の不開示部分(項目名の下の1行目以降の全て)、「答弁書以外の原処分庁から提出された主張に関する書面」(83枚目)の「3 原処分庁の意見」の不開示部分(下から1行目及び2行目の全て)

不開示部分には、本件国税関係審査請求人の請求の趣旨及び請求の理由に対する原処分庁の答弁の内容が記載されており、公にすることにより、原処分庁の本件国税関係審査請求への対応における着眼点や検討事項など、原処分庁の国税関係審査請求の事務に関する手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、原処分庁が行う延滞税の督促処分に関し対策を講じるなど、原処分庁の租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

- オ 証拠関係書類(84枚目から93枚目)の「質問・検査調書等目録」(85枚目)、「証拠に関する書類」(86枚目から93枚目)の不開示部分

不開示部分は、本件国税関係審査請求に関し、審判所が質問・検査により作成、取得した文書であり、公にした場合、審判所の調査・審理に係る手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講

じられるなど、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

カ 手続関係書類（94枚目から170枚目）

（ア）審査請求人の氏名、印影、住所、郵便番号、電話番号、業種、並びに滞納者の氏名、住所、業種

当該情報は、本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

（イ）原処分庁の名称、その長の氏名、郵便番号、所在地

公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

（ウ）「職権補正書」（108枚目）の「請求人への連絡の要否」の下の欄の2行目の全て

不開示部分には、審判所が、審査請求書の補正を職権で行ったことについて本件国税関係審査請求人へ連絡しないこととした判断理由が記載されており、公にした場合、審判所の調査・審理に係る手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（エ）「審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について（写し）」（109枚目）、「審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について（決裁文書）」（117枚目）、「審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について」（118枚目）の担当職員の内線番号

不開示とした内線番号は、各職員等に割り当てられた固有の連絡先であり、公にした場合、いたずらや偽計目的に使用されるおそれがあり、緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

（オ）「審査請求書及びその添付書類（写し）」（110枚目から116枚目）の「1 審査請求にかかる処分の内容」の2行目から11行目、「3 審査請求の趣旨及び理由」の3行目以降から116枚目までの全て

不開示部分には、本件国税関係審査請求に関連した本件国税関係審査請求人の申出の内容が記載されており、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

(カ) 「原処分関係処理等経過表（徴収関係事件用）」（119枚目）の「連絡者氏名」欄，「調査担当者」の「原処分」欄

不開示部分には，原処分庁の連絡者の部門名及び氏名，原処分庁の調査担当者の部門名及び氏名が記載されており，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから，部分開示をすることができない。

(キ) 「原処分関係処理等経過表付表（徴収関係事件用）」（120枚目）の「原処分時の滞納税額」欄

不開示部分には，本件国税関係審査請求に係る原処分時の本件国税関係審査請求人の滞納税額が記載されており，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから，部分開示をすることができない。

(ク) 「電話聴取書（架電：審判官の指定等）」（134枚目及び135枚目）の「聴取の内容」欄

不開示部分には，審判所の担当者が，本件国税関係審査請求人に対して，聴取を行った際のやり取りの内容が具体的に記載されており，公にした場合，審判所の調査能力や審理能力などが推察されることとなり，その結果，今後，同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど，審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

(ケ) 「審理の状況・予定表」（143枚目及び148枚目）の「2 現時点の争点等」欄，「3 調査・審理の状況」欄，「4 今後の予定・計画」欄

不開示部分には，本件国税関係審査請求人及び原処分庁の主張を担当審判官等が整理して設定した争点，調査・審理の状況及び今後の予定が記載されており，公にした場合，審判所の調査能力や審理能力などが推察されることとなり，その結果，今後，同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど，審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

(コ) 「答弁書（写し）」（154枚目及び155枚目）の154枚目の文書番号の一部，154枚目及び155枚目の原処分庁の印の印影，「不服申立関係書類の送付書」（170枚目）の文書番号の一部，原処分庁の印の印影

公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから，部分開示をすることができない。

(サ) 「答弁書（写し）」（154枚目及び155枚目）の154枚目

の「2 請求の趣旨に対する答弁」の不開示部分、155枚目の「別紙 審査請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の不開示部分（項目名の下1行目以降の全て）

不開示部分には、本件国税関係審査請求人の請求の趣旨及び請求の理由に対する原処分庁の答弁の内容が記載されており、公にすることにより、原処分庁の本件国税関係審査請求への対応における着眼点や検討事項など、原処分庁の国税関係審査請求の事務に関する手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、原処分庁が行う延滞税の督促処分に関し対策を講じるなど、原処分庁の租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

(シ) 「『証拠説明書（10号）』の書き方」の次のページから8ページにわたる書類」（161枚目から168枚目）の163枚目の7行目から29行目、164枚目から168枚目の全て

不開示部分には、本件国税関係審査請求に関連した本件国税関係審査請求人の申出の内容が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、部分開示をすることができない。

(ス) 「争点の確認表の不交付について」（169枚目）の「2 交付しないこととする理由」欄

不開示部分には、本件国税関係審査請求において争点の確認表を交付しないこととした理由が記載されており、公にした場合、審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、審判所が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(5) 本件対象文書3の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書3には、本件国税関係審査請求人の氏名等が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、当該審査請求人を識別できるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イからハに該当する情報とも認められない。

したがって、以下、法6条2項による個人情報の部分開示の検討を行うとともに、他の不開示情報該当性を検討する。

ア 審査請求人の氏名

当該情報は、本件国税関係審査請求人に係る個人識別部分に該当し、部分開示をすることができない。

イ 「当初・審理終結・最終・文書合議の結果」（171枚目及び172枚目）の「4 合議の議題及び結果」の全て、「当初・審理終結・最終・文書合議資料」（173枚目）の「4 合議議題」の全て、1

75枚目から182枚目の全て、「当初・審理終結・最終・文書合議資料 別冊（裁判例等）」（183枚目）の表の「判決年月日等」欄及び「ページ」欄の全て、184枚目から191枚目の全て、「当初・審理終結・最終・文書合議資料 別冊（証拠書類）」（192枚目）の表の「証拠書類」欄及び「ページ」欄の全て、193枚目から206枚目の全て

不開示部分は、審判所内部における検討の内容や検討に使用した資料であり、公にした場合、審判所の調査能力や審理能力などが推察されることとなり、その結果、今後、同種の国税関係審査請求に対する審判所の調査・審理への対応策が講じられるなど、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

(6) 別紙2に掲げる部分

原処分において不開示とした部分のうち、別紙2に掲げる部分については、いずれの不開示情報にも該当しないため、開示すべきである。

(7) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別紙2に掲げる部分については、いずれの不開示情報にも該当しないため開示すべきであるが、その他の部分については、法5条1号、6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 「審査請求書及びその添付書類」（63枚目から69枚目）の「1 審査請求にかかる処分の内容」の2行目から11行目、「3 審査請求の趣旨及び理由」の3行目以降から69枚目までの全て

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、本件国税関係審査請求人が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり、証拠資料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

(2) 「審査請求書の補正書の添付書類」（72枚目）

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、本件国税関係審査請求人が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり、証拠資

料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (3) 「審査請求書以外の審査請求人から提出された主張に関する書面」(73枚目から79枚目)の73枚目8行目から25行目、74枚目7行目から29行目、75枚目から79枚目の全て

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、本件国税関係審査請求人が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり、証拠資料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (4) 「答弁書」(81枚目及び82枚目)の81枚目の「2 請求の趣旨に対する答弁」の不開示部分、82枚目の「別紙 審査請求の理由に対する答弁(原処分庁の主張)」の不開示部分(項目名の下1行目以降の全て)、「答弁書以外の原処分庁から提出された主張に関する書面」(83枚目)の「3 原処分庁の意見」の不開示部分(下から1行目及び2行目の全て)

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、原処分庁が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり、証拠資料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (5) 「審査請求書及びその添付書類(写し)」(110枚目から116枚目)の「1 審査請求にかかる処分の内容」の2行目から11行目、「3 審査請求の趣旨及び理由」の3行目以降から116枚目までの全て

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、本件国税関係審査請求人が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり、証拠資料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (6) 「答弁書(写し)」(154枚目及び155枚目)の154枚目の「2 請求の趣旨に対する答弁」の不開示部分、155枚目の「別紙

審査請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の不開示部分（項目名の下の1行目以降の全て）

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、原処分庁が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり証拠資料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

(7) 「「証拠説明書(10号)」の書き方」の次のページから8ページにわたる書類」(161枚目から168枚目)の163枚目の7行目から29行目、164枚目から168枚目の全て

当該不開示部分には、本件国税関係審査請求について、本件国税関係審査請求人が審判所に対して主張した内容が記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、当事者の訴訟活動が明らかとなり、今後、このような情報を開示されることをおそれて国税関係審査請求の審査請求人や原処分庁、関係人が主張を行うことをちゅうちょしたり、証拠資料等の提出を拒むなど、国税不服審判所の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年5月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月6日 審議
- ④ 同月10日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年11月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 令和2年2月10日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月19日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同年3月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成30年10月19日の日付けの裁決書について、この裁決書が作成された起案・決裁書類、添付されている書類及び合議体の議事録」であり、処分庁は、別紙1の2に掲げる文書を特定し、その一部を法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求め、諮問庁は、別紙2に掲げる部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（別紙3に

掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。)については、法5条1号並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書1ないし本件対象文書3には、それぞれ本件国税関係審査請求人の氏名等が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する情報とも認められない。

ア 法6条2項による部分開示の可否について

(ア) 審査請求人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号、業種、業種名、業種目、業種番号及び個人番号並びに滞納者の住所、氏名及び業種が記載された部分(別紙3の一連番号1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 19, 22, 26, 29, 31, 33, 35, 37ないし39, 41, 42, 45, 47, 49, 50, 52, 54, 55, 59, 62, 65, 68, 71, 73, 74, 77, 79, 81, 83, 86, 89, 92, 97, 98, 100ないし103, 105, 107, 109ないし112, 114, 117, 120, 123, 126, 128, 130, 132, 134ないし136, 138, 140, 141, 143, 146, 147, 149, 151, 153, 156, 158, 160, 163ないし168, 171, 174ないし177, 179, 182, 185, 188, 191及び194)について

標記の不開示部分については、本件国税関係審査請求人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号、業種、業種名、業種目、業種番号及び個人番号並びに滞納者の住所、氏名及び業種が記載されていると認められ、当該部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 「住民票の写し」(別紙3の一連番号40及び57)並びに「審査請求書の補正書及びその添付書類」の一部(別紙3の一連番号78)について

標記の不開示部分のうち「住民票の写し」(別紙3の一連番号4

0及び57)については、本件国税関係審査請求人の住民票であり、当該審査請求人の氏名、住所、生年月日、性別、本籍、世帯主、続柄、筆頭者、住民となった年月日・転入・転出に係る情報が記載され、また、住民票を発行した市区町村名、市区町村長名及びその印影が記録されていると認められ、当該部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

また、「審査請求書の補正書及びその添付書類」のうち、別紙3の一連番号78の部分は、本件国税関係審査請求人の個人番号の通知カードの写しであり、住民票と同様に、当該審査請求人に係る個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 原処分庁の所在地、郵便番号、名称、その長の氏名、原処分庁の印の印影、文書番号の一部、連絡者・調査担当者の部門名・氏名等並びに郵便局の「お問い合わせ番号」及び取扱郵便局名が記載された部分(別紙3の一連番号2, 6, 10, 14, 16, 20のうち「原処分庁の名称」、23, 27のうち「原処分庁の名称」、32, 43, 44, 46, 48, 51, 53, 56, 58, 63, 66, 87, 90, 93, 99, 104, 106, 108, 115, 121, 124, 127, 131, 133, 137, 139, 142, 148, 150, 152, 154, 157, 159, 161, 169, 172, 178及び184)について

標記の不開示部分については、原処分庁の所在地、郵便番号、名称、その長の氏名、原処分庁の印の印影、文書番号の一部、連絡者・調査担当者の部門名・氏名等並びに郵便局の「お問い合わせ番号」及び取扱郵便局名が記載されていると認められ、これらの情報は、近隣の住民などの一定の範囲の関係者において、本件国税関係審査請求人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 本税の額、所得税及び復興特別所得税の額、延滞税の額及び原処分時の滞納税額が記載された部分(別紙3の一連番号4, 20のうち「本税の額」、27のうち「本税の額」、34, 36及び129)について

標記の不開示部分については、本件国税関係審査請求人の所得税

に関する本税の額，所得税及び復興特別所得税の額，延滞税の額及び本件国税関係審査請求に係る原処分時の滞納税額が記載されていると認められ，これらの情報は，個人の資産に関する機微に触れる情報であり，個人識別部分を除いたとしても，公にすると，個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず，部分開示できない。

したがって，標記の不開示部分は，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法6条2項による部分開示の可否（法5条6号柱書きの不開示情報該当性を含む）について

(ア) 別紙4に掲げる部分（「審査請求書及びその添付書類」（別紙3の一連番号75及び76）の一部及び「審査請求書及びその添付書類（写し）」（別紙3の一連番号118及び119）の一部）について

a 標記の不開示部分には，本件国税関係審査請求人の申出の内容が記載されていることが認められる。

b そして，本件国税関係審査請求人の申出の内容については，その一部に特定の個人の心情や内心を表した記載がされていると認められるものの，その記載内容のみでは特定の個人を識別することはできず，これを公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがあるとはいえない。

c また，これを公にしても，当事者の争訟活動が明らかとなるとは認められず，国税関係審査請求の審査請求人等が主張を行うことをちゅうちょしたり，証拠資料等の提出を拒むなどの国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

d したがって，別紙4に掲げる部分は，法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(イ) 「審査請求書及びその添付書類」（63枚目ないし69枚目），「審査請求書の補正書及びその添付書類」（70枚目ないし72枚目），「審査請求書以外の審査請求人から提出された主張に関する書面」（73枚目ないし79枚目），「審査請求書及びその添付書類（写し）」（110枚目ないし116枚目）及び「『証拠説明書（10号）』の書き方」の次のページから8ページにわたる書類」（161枚目ないし168枚目）の不開示維持部分の一部（別紙3の一連番号75，76，80，82，84，85，118，119，180及び181のうち，別紙4に掲げる部分を除く部分）について

a 標記の不開示部分には，本件国税関係審査請求人の申出の内容

が記載されていることが認められる。

- b そして、標記の不開示部分に記載された本件国税関係審査請求人の申出の内容については、当該審査請求人と審判所等の職員との間のやり取り及び特定の個人の心情や内心を表した記載が個別具体的にされていると認められる。

また、標記の不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その記載内容から、近隣の住民などの一定の範囲の関係者において、当該審査請求人が特定されるおそれがあることは否定できず、法6条2項に基づく部分開示はできない。したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて検討するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

- ア 担当職員の内線番号が記載された部分（別紙3の一連番号116, 122及び125）について

標記の不開示部分には、特定の職員の内線番号が記載されていると認められ、諮問庁の説明によると、これを公にはしていないとのことであるから、これを公にした場合、いたずら等に使用されるおそれがあり、緊急の連絡や外部との連絡に支障を及ぼすなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ 「裁決書(案)」(4枚目ないし6枚目)、「議決書」(8枚目ないし10枚目)、「審理の状況・予定表」(53枚目)、「事件検討表(その1)」(54枚目)、「事件検討表(その2)」(55枚目ないし58枚目)、「事件検討表(その3)」(59枚目)、「電話聴取書(架電:審判官の指定等)」(134枚目及び135枚目)、「審理の状況・予定表」(143枚目及び148枚目)、「当初・審理終結・最終・文書合議の結果」(171枚目及び172枚目)、「当初・審理終結・最終・文書合議資料」(173枚目並びに175枚目ないし182枚目)、「当初・審理終結・最終・文書合議資料別冊(裁判例等)」(183枚目ないし191枚目)及び「当初・審理終結・最終・文書合議資料 別冊(証拠書類)」(192枚目ないし206枚目)の不開示維持部分の一部(別紙3の一連番号8, 12, 64, 67のうち「その他の審査請求の対象」欄の下以降全て、69, 70, 72, 144, 145, 155, 162, 186, 187, 189, 190, 192, 193, 195及び196)について

標記の不開示部分には、争点の確認表作成時点における本件国税関

係審査請求に関する国税当局及び本件国税関係審査請求人の主張を審判所が整理した具体的内容や検討中の内容に係る情報が記載されていることが認められる。

そうすると、これを公にした場合、審判所が行った調査能力や審理能力など審判所の事務処理能力の程度が推察されることになり、その結果、今後、同種の審判所の調査への対応策が講じられるなど審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

- ウ 「請求人別事務計画表（合議体）（平成30年10月26日現在）」（12枚目）、「審査請求事件処理事績表（H30.10.26現在）」（14枚目）、「請求人別事務計画表（合議体）（平成30年10月1日現在）」（16枚目）、「審査請求事件処理事績表（H30.10.1現在）」（18枚目）、「事件処理経過表」（51枚目及び52枚目）、「事件検討表（その1）」（54枚目）及び「争点の確認表の不交付について」（169枚目）の不開示維持部分の一部（別紙3の一連番号17, 21, 24, 28, 60, 61, 67のうち「事件種」欄及び183）について

標記の不開示部分には、審判所から国税当局へ送付した審理の状況・予定表及びその送付に係る書類の作成時期等に関する情報が記載されていることが認められ、これらは、本件国税関係審査請求に関する審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

- エ 「請求人別事務計画表（合議体）（平成30年10月26日現在）」（13枚目）、「請求人別事務計画表（合議体）（平成30年10月1日現在）」（17枚目）、「審査請求事件一件書類編てつ順序表（その他の事件記録等）」（21枚目ないし27枚目）、「質問・検査調書等目録」（85枚目）、「証拠に関する書類」（86枚目ないし93枚目）及び「職権補正書」（108枚目）の不開示維持部分の一部（別紙3の一連番号18, 25, 30, 95, 96及び113）について

標記の不開示部分には、本件国税関係審査請求に関する審理の状

況・予定表作成時点における審判所が整理した具体的な争点に係る情報や裁決までの今後の進行計画に係る情報が記載されていることが認められる。

そうすると、これを公にした場合、審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

オ 「答弁書」（81枚目及び82枚目）、「答弁書以外の原処分庁から提出された主張に関する書面」（83枚目）及び「答弁書（写し）」（154枚目及び155枚目）の不開示維持部分の一部（別紙3の一連番号88, 91, 94, 170及び173）について

標記の不開示部分には、本件国税関係審査請求について、国税当局がどのような主張を行ったか等、専ら国税当局における課税処分に対する審査請求に係る情報が記載されていることが認められる。これらの情報は、公にすることにより、当事者の争訟活動が明らかとなり国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、不開示部分は審査請求人に関わる項目であり、「特定の個人を識別する」ことや「個人の権利利益を害する」ことはないことから、不開示部分を全て開示すべきである旨主張するが、法3条に規定されているとおり、開示請求制度は、何人に対しても、等しく開示請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、本件開示請求のように審査請求人本人に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されず、何人に対しても等しく開示・不開示の判断がなされるものである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙4に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するま

でもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙4に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書及び本件対象文書に含まれる文書)

1 本件対象文書

本件対象文書 1 判決の決裁文書及び決裁に添付されていた判決書
(案)並びに議決書

本件対象文書 2 審査請求事件一件書類

本件対象文書 3 当初・審理終結・最終・文書合議資料

2 本件対象文書に含まれる文書

(1) 本件対象文書 1 に含まれる文書

枚目	文書名
1 枚目	議決報告書兼裁決決議書
2 枚目	議決報告書兼裁決決議書付表
3 枚目ないし 6 枚目	裁決書 (案)
7 枚目ないし 10 枚目	議決書

(2) 本件対象文書 2 に含まれる文書

枚目	文書名
1 1 枚目	審査請求事件一件書類 (表紙)
1 2 枚目及び 1 3 枚目	請求人別事務計画表 (合議体) (平成 30 年 10 月 26 日現在)
1 4 枚目	審査請求事件処理事績表 (H 30. 10. 26 現在)
1 5 枚目	審査請求事件処理事績表 (続) (H 30. 10. 26 現在)
1 6 枚目及び 1 7 枚目	請求人別事務計画表 (合議体) (平成 30 年 10 月 1 日現在)
1 8 枚目	審査請求事件処理事績表 (H 30. 10. 1 現在)
1 9 枚目	審査請求事件処理事績表 (続) (H 30. 10. 1 現在)
2 0 枚目	裁決要旨の記載票 (一般用)
2 1 枚目ないし 2 7 枚目	審査請求事件一件書類編てつ順序表 (その他の事件記録等)
2 8 枚目ないし 3 1 枚目	裁決書 (写し)
3 2 枚目	送達・連絡・返還関係書類 (仕切紙)

3 3 枚目	裁決書謄本発送チェック表【審査請求人用】
3 4 枚目	決裁・供覧
3 5 枚目	住民票の写し
3 6 枚目	裁決書謄本発送チェック表【原処分庁用】
3 7 枚目	決裁・供覧
3 8 枚目	税務署職員録（写し）
3 9 枚目	配達証明書整理票
4 0 枚目	裁決書謄本の送達送付について
4 1 枚目	裁決書謄本の送達について
4 2 枚目	裁決書謄本の送付について
4 3 枚目及び 4 4 枚目	裁決書の一部（写し）
4 5 枚目	取消訴訟の提起についてのお知らせ
4 6 枚目	裁決書謄本の送達について（写し）
4 7 枚目	裁決書謄本の送付について（写し）
4 8 枚目	住民票の写し
4 9 枚目	税務署職員録（写し）
5 0 枚目	議決報告・裁決関係書類（仕切紙）
5 1 枚目及び 5 2 枚目	事件処理経過表
5 3 枚目	審理の状況・予定表
5 4 枚目	事件検討表（その 1）
5 5 枚目ないし 5 8 枚目	事件検討表（その 2）
5 9 枚目	事件検討表（その 3）
6 0 枚目	重要先例見込事件等又は支所分掌事件についての 検討表
6 1 枚目	主張関係書類（仕切紙）
6 2 枚目	審査請求人の主張に関する書類（目録）
6 3 枚目ないし 6 9 枚目	審査請求書及びその添付書類
7 0 枚目ないし 7 2 枚目	審査請求書の補正書及びその添付書類
7 3 枚目ないし 7 9 枚目	審査請求書以外の審査請求人から提出された主張 に関する書面
8 0 枚目	原処分庁の主張に関する書類（目録）
8 1 枚目及び 8	答弁書

2 枚目	
8 3 枚目	答弁書以外の原処分庁から提出された主張に関する書面
8 4 枚目	証拠関係書類（仕切紙）
8 5 枚目	質問・検査調書等目録
8 6 枚目ないし 9 3 枚目	証拠に関する書類
9 4 枚目	手続関係書類（仕切紙）
9 5 枚目	形式審査担当者の指名について
9 6 枚目	利害関係確認表
9 7 枚目	審査請求書收受の通知書（写し）
9 8 枚目	審査請求書收受の通知書（決裁文書）
9 9 枚目	審査請求書收受の通知書
1 0 0 枚目	審査請求書收受の通知書（写し）
1 0 1 枚目	審査請求書收受の通知書（決裁文書）
1 0 2 枚目	審査請求書收受の通知書
1 0 3 枚目	形式審査検討表
1 0 4 枚目	形式審査検討表付表
1 0 5 枚目	「形式審査検討表（1 0 2 号）」の記載要領
1 0 6 枚目	審査請求書の補正について（決裁文書）
1 0 7 枚目	審査請求書の補正書
1 0 8 枚目	職権補正書
1 0 9 枚目	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について（写し）
1 1 0 枚目ないし 1 1 6 枚目	審査請求書及びその添付書類（写し）
1 1 7 枚目	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について（決裁文書）
1 1 8 枚目	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について
1 1 9 枚目	原処分関係処理等経過表（徴収関係事件用）
1 2 0 枚目	原処分関係処理等経過表付表（徴収関係事件用）
1 2 1 枚目	答弁書等の提出について（写し）
1 2 2 枚目	答弁書等の提出について（決裁文書）
1 2 3 枚目	証拠説明書（1 2 1 号様式）
1 2 4 枚目	記載例
1 2 5 枚目	担当審判官等の指定及び分担者の指名について

1 2 6 枚目	担当審判官等の指定について
1 2 7 枚目	担当審判官等の指定について
1 2 8 枚目及び 1 2 9 枚目	利害関係確認表
1 3 0 枚目	担当者連絡表
1 3 1 枚目	担当審判官等の指定について（写し）
1 3 2 枚目	担当審判官等の指定について（写し）
1 3 3 枚目	担当者連絡表
1 3 4 枚目及び 1 3 5 枚目	電話聴取書（架電：審判官の指定等）
1 3 6 枚目	審理手続の終結について（写し）
1 3 7 枚目及び 1 3 8 枚目	審理手続の終結について（写し）及び別紙
1 3 9 枚目	審理手続の終結について（決裁文書）
1 4 0 枚目	審理の状況・予定表の送付について（写し）
1 4 1 枚目及び 1 4 2 枚目	審理の状況・予定表の送付について（写し）及び別紙
1 4 3 枚目	審理の状況・予定表
1 4 4 枚目	審理の状況・予定表の送付について（決裁文書）
1 4 5 枚目	審理の状況・予定表の送付について
1 4 6 枚目及び 1 4 7 枚目	審理の状況・予定表の送付について及び裏面
1 4 8 枚目	審理の状況・予定表
1 4 9 枚目	支所分掌事件の回付書
1 5 0 枚目	支所分掌事件の回付書（決裁文書）
1 5 1 枚目	支所分掌事件の回付書
1 5 2 枚目	答弁書副本の送付について（写し）
1 5 3 枚目	答弁書副本の送付について（決裁文書）
1 5 4 枚目及び 1 5 5 枚目	答弁書（写し）
1 5 6 枚目	反論書及び証拠書類等の提出について（写し）
1 5 7 枚目	反論書及び証拠書類等の提出について（決裁文書）
1 5 8 枚目	証拠説明書
1 5 9 枚目	記載例
1 6 0 枚目	「証拠説明書（10号）」の書き方
1 6 1 枚目ない	「『証拠説明書（10号）』の書き方」の次のペ

し168枚目	ージから8ページにわたる書類
169枚目	争点の確認表の不交付について
170枚目	不服申立関係書類の送付書

(3) 本件対象文書3に含まれる文書

枚目	文書名
171枚目及び 172枚目	当初・審理終結・最終・文書合議の結果
173枚目ない し182枚目	当初・審理終結・最終・文書合議資料
183枚目ない し191枚目	当初・審理終結・最終・文書合議資料 別冊（裁判例等）
192枚目ない し206枚目	当初・審理終結・最終・文書合議資料 別冊（証拠書類）

別紙 2 (諮問庁が開示すべきとする部分)

枚目	諮問庁が開示すべきとする部分
1 枚目	「会計検査院提出」欄の全て
2 枚目	「決定・議決区分」, 「該当の有無」欄の全て
3 枚目ないし 6 枚目	「主文」の不開示部分の全て
7 枚目ないし 10 枚目	「主文」の不開示部分の全て
1 2 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事件区分」の「変更」欄, 「変更事由」欄 ・ 「モデル処理」及び「当初計画」欄のうち, 日付の記載がない欄 ・ 「修正計画」, 「実施日」, 「計画との開差」, 「経過日数」欄の全て ・ 「事案概要等」欄の全て
1 3 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「交付年月日①」, 「交付年月日②」, 「交付年月日③」, 「備考」欄の全て ・ 「審理の状況・予定表」の「交付しなかった場合の理由等」欄の全て ・ 「本部照会の状況」欄の全て ・ 「主張に関する事項」, 「手続に関する事項」欄の全て
1 4 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「代理人等」欄の全て ・ 「青白区分」欄の全て ・ 「公表適否」欄の全て ・ 「理由」欄の全て ・ 「重要事件」欄の全て ・ 「閲覧請求」, 「徴収猶予・差押解除・口頭意見陳述」, 「その他の申請等」, 「訴訟」欄の全て ・ 「事案概要」欄の全て
1 6 枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事件区分」の「変更」欄, 「変更事由」欄 ・ 「モデル処理」及び「当初計画」欄のうち, 日付の記載がない欄 ・ 「修正計画」, 「実施日」, 「計画との開差」, 「経過日数」欄の全て ・ 「事案概要等」欄の全て

17枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・「交付年月日①」，「交付年月日②」，「交付年月日③」，「備考」欄の全て ・「審理の状況・予定表」の「交付しなかった場合の理由等」欄の全て ・「本部照会の状況」欄の全て ・「主張に関する事項」，「手続に関する事項」欄の全て
18枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・「代理人等」欄の全て ・「青白区分」欄の全て ・「公表適否」欄の全て ・「理由」欄の全て ・「重要事件」欄の全て ・「閲覧請求」，「徴収猶予・差押解除・口頭意見陳述」，「その他の申請等」，「訴訟」欄の全て ・「事案概要」欄の全て
20枚目	「請求人名」，「業種名」，「業種番号」欄以外の不開示部分の全て
21枚目ないし27枚目	番号26，27，28の「管理課①」，「合議体」，「法審」，「管理課②」の欄以外の不開示部分の全て
33枚目	審査請求人の氏名以外の不開示部分の全て
36枚目	審査請求人の氏名以外の不開示部分の全て
51枚目及び52枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・「書類の送達先を代理人とする申出書」欄の全て ・「申立人等」，「申立等年月日」，「処理等年月日」欄の全て
53枚目，143枚目及び148枚目	「1 主張に関する書面の提出状況」の不開示部分のうち，審査請求人の氏名及び原処分庁の名称以外の不開示部分
54枚目	「代理人」欄の全て
60枚目	審査請求人の氏名以外の不開示部分の全て
62枚目	不開示部分の全て
63枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査請求人 氏名」との記述（4行目），「住所」との記述（5行目） ・「1 審査請求にかかる処分の内容」の項目名及びその下の1行目の全て ・「2 処分があったことを知った年月日」の項目名及びその下の1行目の全て

	・「3 審査請求の趣旨及び理由」の項目名及びその下の1行目から2行目の全て
70枚目	「補正を要する事項」欄の全て
73枚目	文書日付（1行目），宛名（2行目から3行目），表題（7行目），上部の日付印の印影
74枚目	表題（1行目），宛名（2行目），文書日付（3行目），「審査請求人 氏名」との記述（4行目），「住所」との記述（5行目），左上の日付印の印影，同印影の左側の記述（「正本」）
80枚目	不開示部分の全て
81枚目	「3 請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の項目名の下での1行目の全て
82枚目	「別紙 審査請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の項目名
83枚目	以下の部分以外の全て <ul style="list-style-type: none"> ・文書番号のうち「第207号」以外の部分 ・原処分庁の名称，その長の氏名，原処分庁の印の印影 ・審査請求人の氏名 ・「3 原処分庁の意見」の項目名の下での1行目から2行目の全て
103枚目	審査請求人の氏名以外の不開示部分の全て
104枚目	審査請求人の氏名以外の不開示部分の全て
106枚目	「1 補正を要する事項」，「2 提出が必要な書類」の不開示部分の全て
107枚目	「補正を要する事項」，「補正内容」欄の不開示部分の全て
108枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 職権補正の事績」欄の全て ・「2 請求人への連絡の要否」の「請求人への連絡の要否」欄の全て及び同欄の下での項目名（「判断理由」） ・「3 請求人等への連絡事績」欄の全て
110枚目	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査請求人 氏名」との記述（4行目），「住所」との記述（5行目） ・「1 審査請求にかかる処分の内容」の項目名及びその下の1行目の全て ・「2 処分があったことを知った年月日」の項目名及びその下の1行目の全て ・「3 審査請求の趣旨及び理由」の項目名及びその下の1行目から2行目の全て

1 3 4 枚目	「通話の相手方」の「住所」欄の電話番号以外の部分及び「通話の相手方」の「氏名」欄の全て
1 5 4 枚目	「3 請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の項目名の下の1行目の全て
1 5 5 枚目	「別紙 審査請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の項目名
1 6 1 枚目 及び1 6 2 枚目	以下の部分以外の全て 原処分庁の郵便番号，所在地，名称，その長の氏名，審査請求人の住所，氏名
1 6 3 枚目	表題（1行目），宛名（2行目），文書日付（3行目），「審査請求人 氏名」との記述（4行目），「住所」との記述（5行目），左下の日付印の印影，同印影の左側の記述（「副本」）
1 7 0 枚目	「1 送付する書類」の不開示部分

別紙 3 (本件不開示維持部分)

枚目	一連 番号	不開示維持部分	諮問庁が主張する不開示理由
1 枚目	1	審査請求人の住所, 氏名, 業種	法 5 条 1 号
	2	原処分庁の名称	
2 枚目	3	審査請求人の氏名	
	4	本税の額	
3 枚目	5	審査請求人の住所, 氏名	
	6	原処分庁の名称	
4 枚目ない し 6 枚目	7	審査請求人の氏名	法 5 条 6 号 柱書き
	8	「理由」の全て	
7 枚目	9	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 0	原処分庁の名称	
8 枚目ない し 1 0 枚目	1 1	審査請求人の氏名	
	1 2	「理由」の全て	
1 1 枚目	1 3	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 4	原処分庁の名称	
1 2 枚目	1 5	審査請求人の氏名	
	1 6	原処分庁の名称	
	1 7	「事件種」欄, 「事件区分」の「当初」欄, 「モデル処理」欄及び「当初計画」欄のうち日付の記載がない欄を除く部分	法 5 条 6 号 柱書き
1 3 枚目	1 8	「争点の確認表」の「交付しなかった場合の理由等」欄, 「調査に関する事項」欄	
1 4 枚目	1 9	審査請求人の氏名, 郵便番号, 業種目	法 5 条 1 号
	2 0	原処分庁の名称, 本税の額	
	2 1	「事件種」欄	法 5 条 6 号 柱書き
1 6 枚目	2 2	審査請求人の氏名	法 5 条 1 号
	2 3	原処分庁の名称	
	2 4	「事件種」欄, 「事件区分」の「当初」欄, 「モデル処理」欄及び「当初計	法 5 条 6 号 柱書き

		画」欄のうち日付の記載がない欄を除く部分	
17枚目	25	「争点の確認表」の「交付しなかった場合の理由等」欄，「調査に関する事項」欄	法5条6号 柱書き
18枚目	26	審査請求人の氏名，郵便番号，業種目	法5条1号
	27	原処分庁の名称，本税の額	
	28	「事件種」欄	法5条6号 柱書き
20枚目	29	審査請求人の氏名，業種名，業種番号	法5条1号
21枚目ないし27枚目	30	「管理課①」欄，「合議体」欄，「法審」欄，「管理課②」欄，「ページ」欄のうち，番号26ないし28の部分	法5条6号 柱書き
28枚目	31	審査請求人の住所，氏名	法5条1号
	32	原処分庁の名称	
29枚目	33	審査請求人の氏名	
	34	所得税及び復興特別所得税の額	
30枚目	35	審査請求人の氏名	
	36	延滞税の額	
31枚目	37	審査請求人の氏名	
33枚目	38	審査請求人の氏名	
34枚目	39	審査請求人の氏名	
35枚目	40	不開示部分の全て	
36枚目	41	審査請求人の氏名	
37枚目	42	審査請求人の氏名	
	43	原処分庁の名称	
38枚目	44	不開示部分の全て	
39枚目	45	審査請求人の氏名	
	46	お問い合わせ番号，取扱郵便局名	
40枚目	47	審査請求人の郵便番号，住所，氏名	
	48	原処分庁の郵便番号，所在地，名称，その長の氏名	
41枚目	49	審査請求人の郵便番号，住所，氏名	
42枚目	50	審査請求人の住所，氏名	
	51	原処分庁の郵便番号，所在地，名称，その長の氏名	
43枚目	52	審査請求人の住所，氏名	

4 3 枚目	5 3	原処分庁の名称	法 5 条 1 号
4 6 枚目	5 4	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
4 7 枚目	5 5	審査請求人の住所, 氏名	
	5 6	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
4 8 枚目	5 7	不開示部分の全て	
4 9 枚目	5 8	不開示部分の全て	
5 1 枚目	5 9	審査請求人の氏名	法 5 条 6 号 柱書き
	6 0	「事項」欄, 「事績」欄	
5 2 枚目	6 1	「事項」欄, 「事績」欄	法 5 条 1 号
5 3 枚目	6 2	審査請求人の氏名	
	6 3	原処分庁の名称	
	6 4	「2 現時点の争点等」欄, 「3 調査・審理の状況」欄, 「4 今後の予定・計画」欄	法 5 条 6 号 柱書き
5 4 枚目	6 5	審査請求人の氏名, 郵便番号, 住所, 電話番号, 業種, 業種番号	法 5 条 1 号
	6 6	原処分庁の名称	
	6 7	「事件種」欄, 「その他の審査請求の対象」欄の下以降全て	法 5 条 6 号 柱書き
5 5 枚目	6 8	審査請求人の氏名	法 5 条 1 号
	6 9	「(争点)」欄	法 5 条 6 号 柱書き
5 6 枚目ないし 5 8 枚目	7 0	不開示部分の全て	法 5 条 6 号 柱書き
5 9 枚目	7 1	審査請求人の氏名	法 5 条 1 号
	7 2	「(争点)」欄	法 5 条 6 号 柱書き
6 0 枚目	7 3	審査請求人の氏名	法 5 条 1 号
6 3 枚目	7 4	審査請求人の氏名, 印影, 住所	
	7 5	「1 審査請求にかかる処分の内容」の 2 行目ないし 1 1 行目, 「3 審査請求の趣旨及び理由」の 3 行目以降の全て	法 5 条 1 号 法 5 条 6 号 柱書き
6 4 枚目ないし 6 9 枚目	7 6	不開示部分の全て	

70 枚目	77	審査請求人の郵便番号，住所，氏名， 印影，個人番号	法5条1号
71 枚目	78	不開示部分の全て	
72 枚目	79	審査請求人の氏名	
	80	審査請求人の氏名以外の不開示部分の 全て	法5条1号 法5条6号 柱書き
73 枚目	81	審査請求人の住所，氏名，印影	法5条1号
	82	8行目以降の全て	法5条1号 法5条6号 柱書き
74 枚目	83	審査請求人の氏名，印影，住所	法5条1号
	84	7行目以降の全て	法5条1号
75 枚目ないし79 枚目	85	不開示部分の全て	法5条6号 柱書き
81 枚目	86	審査請求人の氏名	法5条1号
	87	文書番号の一部，原処分庁の名称，そ の長の氏名，原処分庁の印の印影	
	88	「2 請求の趣旨に対する答弁」の不 開示部分	法5条6号 柱書き 法5条6号 イ
82 枚目	89	審査請求人の氏名	法5条1号
	90	原処分庁の印の印影	
	91	「別紙 審査請求の理由に対する答弁 (原処分庁の主張)」の項目名の下の 1行目以降の全て	法5条6号 柱書き 法5条6号 イ
83 枚目	92	審査請求人の氏名	法5条1号
	93	文書番号の一部，原処分庁の名称，そ の長の氏名，原処分庁の印の印影	
	94	「3 原処分庁の意見」の不開示部分 (下から1行目及び2行目の全て)	法5条6号 柱書き 法5条6号 イ
85 枚目	95	不開示部分の全て	法5条6号

			柱書き
86枚目ないし93枚目	96	不開示部分の全て	法5条6号 柱書き
95枚目	97	審査請求人の住所, 氏名	法5条1号
96枚目	98	審査請求人の住所, 氏名	
	99	原処分庁の名称	
97枚目	100	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
98枚目	101	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
99枚目	102	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
100枚目	103	審査請求人の住所, 氏名	
	104	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
101枚目	105	審査請求人の住所, 氏名	
	106	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
102枚目	107	審査請求人の住所, 氏名	
	108	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
103枚目	109	審査請求人の氏名	
104枚目	110	審査請求人の氏名	
106枚目	111	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
107枚目	112	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
108枚目	113	「請求人への連絡の要否」の下の欄の 2行目の全て	法5条6号 柱書き
109枚目	114	審査請求人の住所, 氏名	法5条1号
	115	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
	116	担当職員の内線番号	法5条6号 柱書き
110枚目	117	審査請求人の氏名, 印影, 住所	法5条1号
	118	「1 審査請求にかかる処分の内容」 の2行目ないし11行目, 「3 審査 請求の趣旨及び理由」の3行目以降の 全て	法5条1号 法5条6号 柱書き
111枚目 ないし11	119	不開示部分の全て	

6 枚目			
1 1 7 枚目	1 2 0	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 2 1	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
	1 2 2	担当職員の内線番号	法 5 条 6 号 柱書き
1 1 8 枚目	1 2 3	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 2 4	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
	1 2 5	担当職員の内線番号	法 5 条 6 号 柱書き
1 1 9 枚目	1 2 6	審査請求人の住所, 氏名, 業種並びに 滞納者の住所, 氏名, 業種	法 5 条 1 号
	1 2 7	原処分庁の名称, 連絡者の部門名及び 氏名, 調査担当者の部門名及び氏名	
1 2 0 枚目	1 2 8	審査請求人の氏名	法 5 条 1 号
	1 2 9	原処分時の滞納税額	
1 2 1 枚目	1 3 0	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 3 1	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
1 2 2 枚目	1 3 2	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 3 3	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
1 2 5 枚目	1 3 4	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
1 2 6 枚目	1 3 5	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	法 5 条 1 号
1 2 7 枚目	1 3 6	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 3 7	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
1 2 8 枚目 及び 1 2 9 枚目	1 3 8	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 3 9	原処分庁の名称	
1 3 1 枚目	1 4 0	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	法 5 条 1 号
1 3 2 枚目	1 4 1	審査請求人の住所, 氏名	法 5 条 1 号
	1 4 2	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
1 3 4 枚目	1 4 3	審査請求人の住所, 氏名, 電話番号	法 5 条 6 号
	1 4 4	「聴取の内容」欄	

			柱書き	
1 3 5 枚目	1 4 5	不開示部分の全て	法 5 条 6 号 柱書き	
1 3 6 枚目	1 4 6	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	法 5 条 1 号	
1 3 7 枚目	1 4 7	審査請求人の住所, 氏名		
	1 4 8	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名		
1 3 9 枚目	1 4 9	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名		
	1 5 0	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名		
1 4 0 枚目	1 5 1	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名		
1 4 1 枚目	1 5 2	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名		
1 4 3 枚目	1 5 3	審査請求人の氏名		
	1 5 4	原処分庁の名称		
	1 5 5	「2 現時点の争点等」欄, 「3 調査・審理の状況」欄, 「4 今後の予定・計画」欄		法 5 条 6 号 柱書き
1 4 4 枚目	1 5 6	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	法 5 条 1 号	
	1 5 7	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名		
1 4 5 枚目	1 5 8	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名		
1 4 6 枚目	1 5 9	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名		
1 4 8 枚目	1 6 0	審査請求人の氏名		
	1 6 1	原処分庁の名称		
	1 6 2	「2 現時点の争点等」欄, 「3 調査・審理の状況」欄, 「4 今後の予定・計画」欄		法 5 条 6 号 柱書き
1 4 9 枚目	1 6 3	審査請求人の住所, 氏名		法 5 条 1 号
1 5 0 枚目	1 6 4	審査請求人の住所, 氏名		
1 5 1 枚目	1 6 5	審査請求人の住所, 氏名		
1 5 2 枚目	1 6 6	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名		
1 5 3 枚目	1 6 7	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名		
1 5 4 枚目	1 6 8	審査請求人の氏名		
	1 6 9	文書番号の一部, 原処分庁の名称, その長の氏名, 原処分庁の印の印影		

	170	「2 請求の趣旨に対する答弁」の不 開示部分	法5条6号 柱書き 法5条6号 イ
155枚目	171	審査請求人の氏名	法5条1号
	172	原処分庁の印の印影	
	173	「別紙 審査請求の理由に対する答弁 (原処分庁の主張)」の項目名の下の 1行目以降の全て	法5条6号 柱書き 法5条6号 イ
156枚目	174	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	法5条1号
157枚目	175	審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名	
158枚目	176	審査請求人の氏名	
161枚目 及び162 枚目	177	審査請求人の住所, 氏名	
163枚目	178	原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称, その長の氏名	
	179	審査請求人の氏名, 印影, 住所	
164枚目 ないし16 8枚目	180	7行目以降の全て	法5条1号 法5条6号 柱書き
	181	不開示部分の全て	
169枚目	182	審査請求人の住所, 氏名	法5条1号
	183	「2 交付しないこととする理由」欄	法5条6号 柱書き
170枚目	184	文書番号の一部, 原処分庁の名称, そ の長の氏名, 原処分庁の印の印影	法5条1号
171枚目	185	審査請求人の氏名	法5条6号 柱書き
	186	「4 合議の議題及び結果」の不 開示 部分	
172枚目	187	不開示部分の全て	
173枚目	188	審査請求人の氏名	法5条1号
	189	「4 合議議題」の不 開示 部分	法5条6号 柱書き
175枚目 ないし18 2枚目	190	不開示部分の全て	法5条6号 柱書き
183枚目	191	審査請求人の氏名	法5条1号
	192	「判決年月日等」欄, 「ページ」欄	法5条6号

			柱書き
184枚目 ないし19 1枚目	193	不開示部分の全て	法5条6号 柱書き
192枚目	194	審査請求人の氏名	法5条1号
	195	「証拠書類」欄, 「ページ」欄	法5条6号
193枚目 ないし20 6枚目	196	不開示部分の全て	柱書き

別紙 4 (開示すべき部分)

枚目	一連番号	開示すべき部分
6 3 枚目	7 5	「1 審査請求にかかる処分の内容」の項目名の下の2行目ないし5行目
6 6 枚目	7 6	3行目及び4行目
6 7 枚目		1 4行目ないし1 6行目
1 1 0 枚目	1 1 8	「1 審査請求にかかる処分の内容」の項目名の下の2行目ないし5行目
1 1 3 枚目	1 1 9	3行目及び4行目
1 1 4 枚目		1 4行目ないし1 6行目